

第 7 0 号議案

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮町長職務代理者

新宮町副町長 財 間 輔

理 由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行等に伴い、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 52 年新宮町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）及び利用者操作用端末機（町が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。）を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第 16 条第 2 項中「多機能端末機」の次に「及び利用者操作用端末機」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和52年新宮町条例第23号)新旧対照表 (参考資料)

改正後	改正前
(登録申請の確認) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 町長は、第2項の規定による照会に対し、別に定める期間内に回答書の持参がないとき、又は当該申請が適正でないと認められたときは、当該印鑑の登録申請を受理することができない。 5 (略) (印鑑登録証明の申請) 第15条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)を利用して多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)及び利用者操作端末機(町が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (印鑑登録証明書の交付) 第16条 (略) 2 町長は、前条第2項の規定による申請が適正であると認めるときは、多機能端末機及び利用者操作端末機を介して印鑑登録証明書を交付するものとする。	(登録申請の確認) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 町長は、第2項の規定による照会に対し、別に定める期間内に回答書の持参がないとき又は<u>当該申請が適正でないと認められたときは、当該印鑑の登録申請を受理することができない。</u> 5 (略) (印鑑登録証明の申請) 第15条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、登録者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条に規定する個人番号カードの交付を受けた者は、当該個人番号カードを利用して多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機をいう。以下同じ。)を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 (印鑑登録証明書の交付) 第16条 (略) 2 町長は、前条第2項の規定による申請が適正であると認めるときは、多機能端末機_____を介して印鑑登録証明書を交付するものとする。